



たつの市公告第125号

旧御津学校給食センター売払事業公募型プロポーザルを執行するので、下記のとおり公告する。

なお、本件については、たつの市契約規則（平成17年規則第40号）及びたつの市入札関係法令等に準じて行う。

令和5年9月27日

たつの市長 山本



記

1 目的

旧御津学校給食センターの土地・建物について、地域の活性化につながる利活用を促進するとともに、未利用財産の経済的価値の発揮を目的に売り払うもので、公募型プロポーザル方式により買受候補者を特定するもの。

2 概要

(1) 対象物件

土地	所在地	登記地目	地積
	たつの市御津町釜屋字寅浜新田331番7	宅地	1,378.47㎡
	たつの市御津町釜屋字寅浜新田330番4	宅地	12.00㎡
	合計		1,390.47㎡

建物	所在地	構造	建築年度	床面積
	たつの市御津町釜屋字寅浜新田331番地7	鉄骨造 2階建	昭和53年度	750.69㎡

(2) 最低売払価格 金2,610,000円

(土地2,610,000円、建物0円)

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (2) 法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市町村民税を滞納していない者
- (3) 公告日から契約締結日までに、たつの市又は兵庫県から指名停止を受けていない者
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がない者
- (5) たつの市入札参加資格制限基準（平成17年告示第93号）に規定する入札参加者の資格制限に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、これらの申立てがなされた場合であって、公告日の前日までに裁判所から更生若しくは再生計画の認可決定を受けた者はこの限りではない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 本市が実施する施設見学会に参加した者

### 4 スケジュール

実施内容	実施期間
実施要領の配布	令和5年 9月27日（水）～10月11日（水）
施設見学会	令和5年10月12日（木）～10月13日（金）
質問書受付期間	令和5年10月16日（月）～10月17日（火）
質問書回答	令和5年10月19日（木）
参加表明書の提出期間	令和5年10月20日（金）～10月30日（月）
1次審査の結果通知	令和5年11月17日（金）
企画提案書等の提出期間	令和5年11月20日（月）～12月 5日（火）

2次審査	令和5年12月20日(水)(予定)
結果通知	令和6年1月10日(水)(予定)
候補者との契約交渉	令和6年1月～6月(予定)

## 5 本プロポーザルに係る関係書類の公表

### (1) 公表書類

- ア プロポーザルに係る手続き開始の公告
- イ プロポーザル実施要領
- ウ プロポーザル提出様式
- エ 物件調書
- オ 物件位置図
- カ 機器、備品一覧

### (2) 公表方法

公表書類は、たつの市のホームページからダウンロードすること。

URL:<https://www.city.tatsuno.lg.jp/>

## 6 参加表明書の提出(1次審査用)

### (1) 提出期限

令和5年10月30日(月)

### (2) 提出先

13に掲げる担当課

### (3) 提出方法

持参又は郵送とする。

## 7 1次審査方法

参加表明書等を基に参加資格の確認後、価格提案書の審査を行い、採点結果上位3者を特定する。

参加表明者に対し、様式第8号審査結果通知書(1次審査)により通知する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

## 8 企画提案書等の提出（2次審査用）

### （1）提出期限

令和5年12月5日（火）

### （2）提出先

13に掲げる担当課

### （3）提出方法

持参又は郵送とする。

## 9 2次審査方法

### （1）審査委員会

たつの市旧御津保健センター・旧御津学校給食センター利活用事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案書等の審査及び評価を行い、買受候補者を特定する。

### （2）審査方法

2次審査（提案審査）は、企画提案書等を使用して、プレゼンテーション及び質疑応答を実施し、評価項目により審査を行う。持ち時間はプレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度とする。日程は12月20日（水）を開催予定日とし、詳細については、別途通知する。

## 10 買受候補者の特定

### （1）特定方法

1次審査と2次審査の総合計得点（審査委員会委員の総合計得点の合計）が最も高い者を買受候補者と特定する。ただし、総合計得点が6割に満たない者は失格とする。

### （2）結果の通知

買受候補者として特定した者及び特定しなかった者に対し、様式第12号審査結果通知書（2次審査）により通知する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

### （3）結果の公表

審査委員会における審査及び評価の結果については、売買契約締結後に公表するものとする。

## 1.1 契約締結等に関する事項

### (1) 売買契約の契約締結交渉等

買受候補者は、提案事業の実施について審査結果通知書（2次審査）の通知日から6か月以内に様式第13号土地の所在する自治会同意書の提出と都市計画法（昭和43年法律第100号）等の許可権者である兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第2課に都市計画法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）の適合の可否について確認後、本市へ任意様式による書面で報告し、提案及び契約内容の合意後に売買契約を締結する。なお、協議が整わず不調となったときは、売買契約の締結を行わない。

### (2) 契約保証金

売買契約締結と同時に契約保証金を納入すること。

### (3) 売買代金の支払

ア 売買契約締結日から30日以内に売買代金と契約保証金との差額を支払うこと。

イ 指定した期日までに売買代金が支払われない場合は、契約保証金は本市に帰属する。

### (4) 所有権移転登記

売買代金の支払確認後、本市が所有権移転登記を行う。

## 1.2 その他

(1) 本プロポーザル参加に伴う費用は、全て参加表明者の負担とする。

(2) 詳細は、別紙「旧御津学校給食センター売払事業公募型プロポーザル実施要領」による。

## 1.3 担当課

たつの市企画財政部契約課

住 所 〒679-4192 兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1

TEL 0791-64-3218

FAX 0791-63-3786

E-mail keiyaku@city.tatsuno.lg.jp